令和２年度事業計画

２０２０年は１９５０年に当会が発足して７０年、２０１０年に公益社団法人への移行を決めてから１０年が経過する年となります。節目となる今年は、これまで当会が歩んできた道のりを振り返りながら、止まらない会員減少を食い止めるべく、一般市民をも対象とした公益に資する事業を展開すると共に、“よき経営者をめざすものの団体”として、会員にとって有益な事業・施策を展開し、次の１０年を見据えた年となるよう、以下のとおり各種事業・施策について展開して参ります。

≪昨年度の振り返り≫

昨年度、新たにブロック会議体を発足させました。支部を超え、市単位で取り組んだ方がよい事業、施策を展開していくためです。各委員会の委員の選出方法も変えました。支部選出ではなくブロック代表と位置づけ、実際に活動できる人が選ばれるように人数も絞り込みました。同様に理事の人数も減らしました。しかし、まだ新しい体制に馴染んでいないせいか、いずれも目立った成果は得られていません。特にブロック会議体に期待された重要な役割の一つである会員増強については、十分とは言えない現状です。また、ここ数年の間で新たに取り組んできた事業も、回を重ねるごとに安定した事業運営がなされてきましたが、よく見ていくと集客の伸び悩み、参加者に拡がりがないといった側面も一部の事業に見受けられました。

一方で、本部・部会では他団体との共催事業や協賛事業に取組むケースが増え、良好な関係構築が進みました。また、複数の支部では地域の活性化を目論んだ地域イベントに新たに参加するなどチャレンジングな動きもありました。さらには女性部会や青年部会が取り組んでいる租税教育を通じ、法人会の存在価値を高めるだけではなく、行政から高い評価を得、良好な関係を築くことに大きな貢献をしてくれました。そして、専門部会では士業専門部会が会員サービスの一環として、独自に会員向けセミナーをシリーズ形式で開催し、会員企業の方々にとり有益な情報提供を行いました。様々な事業・施策に取り組んできた１年ではありましたが、見直しや改善を要する事業もあれば、今後に期待できる事業もあります。令和２年度は節目の１年となるように、次に掲げる方針の下、各種事業と施策の展開を図っていきます。

≪単年度と中長期の取り組み≫

昨年に引き続き、単年度として取り組む「令和２年度の事業・施策」と並行して、中長期的な課題に取り組む「特別委員会」をフル回転させ、次の１０年に向けた備えの１年にする。

≪令和２年度事業展開の基本方針≫

■本部・支部・部会で行ってきた従来の事業について改廃を含め再点検し、費用対効果をよく検討しながら、それぞれが果たすべき役割に応じた事業を確実に実行する。

■法人会の基幹組織を支部と位置づけ、ブロック会議体を活かしつつ、支部の独自性を失わず、広く支部会員の参加が可能となる事業を企画し、退会防止に繋がるよう会員同士の“絆”を深める。

■ブロック会議体は支部間の調整を図りつつ、支部を超えた規模の事業を企画・実施すると共に支部の会員増強活動の実効性が上がるよう、必要な施策を立案し支援を行う。

■広報活動（情報伝達）

広報誌、HP、メルマガ、FB 等の特性を活かし、会員のみならず地域社会に対し、積極的に法人会をアピールすると共に、会員同士の“絆”が深まるような情報手段の活用策の展開を図る。さらに、「７０周年記念誌」の発行を行う。

■他団体と差別化できる事業を推進する一方、協業が可能な分野については積極的に協力関係を築き、集客のみならず費用を含めた効率的な事業展開を図る。

≪本部・支部・部会各事業の展開基本方針≫

【本部事業】

本部事業については、限られた予算内で会員ニーズに応えたテーマを厳選し、費用対効果の視点から実施事業の優先順位付けをし、早目に計画することにより、最適な状況で実施できるよう努める。（また、周年事業については各担当委員会が中心となり、周年に相応しい内容を企画・実行する。）さらに事業に参加できない会員を意識した情報提供と福利厚生サービスの充実を図る。

１．本部事業に相応しい事業（必須事業）

・通常総会　　・夏期経営者講座　　・新春会員の集い

２．一般（非会員）を対象に実施（公益認定団体として実施すべき事業）

・税を考える週間記念講演会&街頭イベント　　・青少年のための科学の祭典

３．税制・経営実務研修（本部一括実施が効率的な事業）

・税制実務研修　　・経営実務研修

４．事業に参加できない会員対策事業

・情報提供サービスの充実強化（広報誌・ＨＰ・メルマガ）

・経営支援サービス充実強化（ｾﾐﾅｰ DVD ﾚﾝﾀﾙｻｰﾋﾞｽ、ﾋﾞｼﾞﾈｽ誌割引販売等）

・福利厚生制度の充実強化（保険、レジャー・保養所、人間ドック等）

【支部事業】

支部の活性化が法人会全体の活性化となるよう、会員交流を中心に広く一般会員が集える事業を企画・実施し、会員同士の結束を高め、“顔が見える組織”作りを促進し、退会防止に努めると共に新規会員獲得にも繋がる事業を支部及びブロック事業として企画・実行する。

・支部単独事業（会員交流を中心に展開）

・ブロック事業（公益事業の展開及び会員増強活動 ）

・地域イベントへの参画（商工祭り、市民祭り等）

・地域貢献活動（チャリティ事業、クリーン作戦等）

【部会事業】

・部会独自事業（研修会、視察、旅行等）

・部会員交流事業（会員交流、懇親会等）
・社会貢献事業（租税教育、タオル一本運動）

【専門部会事業】
・部会独自事業（研修会、視察、旅行等）
・部会員交流事業（会員交流、懇親会等）

＜各組織の役割＞
（1）総務委員会
公益社団法人指導監督基準に則った会の運営を適正に行うと共に、現下の厳しい財政状況を踏まえた収支計画の策定、運用に貢献し、かつ収益事業の拡充により財政基盤の強化に努める。また、会員増強活動の基本計画の取り纏めを行う。
（2）税制委員会
法人会の中核的な事業である税務・税制に関し、税制改正要望の取り纏め、税知識の普及啓蒙に繋がる講演会、研修会を開催する他、会員及び一般に対する適切な税情報の積極的な提供に努めると共に、税務署・他団体（税理士会）・上部団体（東法連）との連携を強める。
（3）公益委員会
地域活性化に繋がる会員企業の経営支援、地域社会にフォーカスした社会貢献活動、地域の未来を担う人材の育成支援に繋がる事業を展開する。
（4）共益委員会
通常総会後の懇親会、「新春会員のつどい」を始め、会員同志の“絆”（結束力）を強め、仲間意識の醸成につながる事業を企画、実施する。また、新たな会員サービスを取り込み、会員企業の福利厚生を充実させ会員メリットを高める。さらに保険受託各社とのよき協力関係を構築し、会員増強の側面支援を行う。
（5）広報委員会
全会員に繋がる広報誌の重要性を鑑みその内容の更なる充実を図ると共に、ＨＰ・メルマガ・ＦＢ等の特性を活かしながら、本部・支部・部会活動の側面支援に繋がる広報を行う。また、地域社会に対しても、法人会の存在価値を確実にアピールできるよう、他の委員会、支部と協力して有効な対外広報にも取り組む。
（6）支部
法人会の各種事業の円滑な遂行を支える基幹組織として、管轄地域毎に所属する会員に対し必要な支援を行い、会員同士の親睦交流に努めると同時に、会員増強の主たる担い手として新規会員獲得に向けた必要な方策を講じ、会員企業及び賛助会員の拡大発展につながる各種研修会の実施、サービスの提供に努める。
（7）青年部会
青年部会は次代を担う人材の集まる組織と位置付け、部会員同士が共に切磋琢磨し学び合い、かつ部会員同志の絆を強める場の提供に努める。また、女性部会とは異なった手法での租税教育にも積極的に取り組む。

（8）女性部会

女性部会は女性経営者（幹部社員を含む）の集まる組織と位置付け、女性経営者同士の交流の場の提供に努めると共に法人会の看板事業である租税教室、税に関する絵はがきコンクールの拡大発展に努める。

（9）専門部会

専門部会は、同業者の集まりとして法人会組織を活かしながら、業種固有の税及び業界研修を行うと共に部会員同士の交流に努め、事業を発展させ、そのことにより法人会に貢献する。

＜主な実施事業・施策＞

１．税知識の普及を目的とする事業　＜公１－１＞

（1）租税教育（小学校租税教室、税に関する絵はがきコンクール、サッカー租税教室、地域イベントにおける税金クイズ）

（2）租税教室講師養成勉強会（年８回）

（3）新設法人説明会（隔月偶数月開催、年６回）

（4）決算法人説明会（３月のみ２回で年１３回）

（5）年末調整説明会（１１月）

（6）電子申告普及促進事業（５月）

（7）税制実務研修会（６月、７月、８月、９月、１０月、１２月、２月）

（8）広報誌（年６回発行）、ホームページ、メルマガによる税関連情報の発信

２．納税意識の高揚を目的とする事業　＜公１－２＞

（1）税を考える週間記念講演会（１１月１７日）

（2）税に関する絵はがきコンクール表彰式（１１月１５日）

（3）納税表彰式（１１月１１日）

（4）無料税務相談会（原則月１回）

（5）広報誌（年６回発行）、ホームページ、メルマガ、ポスター掲示による税関連情報の発信

３．税制及び税務に関する調査研究並びに提言に資する事業　＜公１－３＞

（1）税制改正アンケートへの参画（３月～５月）

（2）全国女性フォーラム（１０月）、法人会全国大会（１０月）、全国青年の集い（１１月）への参画

（3）自治体等への税制改正要望の陳情活動（１０月～１１月）

（4）全法連、東法連税制委員会主催セミナーへの参加（開催の都度随時）

（5）その他団体主催の税関連セミナーへの参加（開催の都度随時）

４．地域企業の健全な発展に資する事業　＜公２＞

（1）７０周年記念講演会（秋を予定）

（2）経営実務研修会（５月、７月、９月、１２月、２月、３月）

（3）初めての経理等（8月）
（4）無料経営相談会、無料法律相談会（原則月１回）
（5）広報誌、ホームページ、メルマガ、掲示板による経営関連情報の発信
（6）インターネットセミナー・オンデマンドの活用促進

5．地域社会への貢献を目的とする事業　＜公３＞
（1）中学生キャリア教育支援（職業人の話を聞く会、職場体験学習受入企業の開拓）
（2）環境美化事業（野川クリーン作戦、仙川クリーン作戦）
（3）東京都地球温暖化防止対策報告書制度の普及促進
（4）地域イベント支援（武蔵野桜まつり、三鷹阿波踊り、三鷹商工まつり、小金井なかよし市民祭り、小金井阿波踊り、青少年のための科学の祭典、小金井桜落ち葉回収作戦）
（5）各種チャリティ事業（コンサート、ボウリング、ゴルフ等）
（6）タオル１本運動

6．収益を伴う会員のための福利厚生事業　＜収１＞
（1）生活習慣病健診及び人間ドック等の利用促進
・全日本労働福祉協会（三鷹、小金井で夏期・秋期の延５回）
・武蔵村山病院のがん検診 PET－CT（随時）
（2）東法連提携「ラフォーレ倶楽部」「ホームセキュリティ制度」利用促進
（3）東法連提携「特定退職金共済制度」の普及促進
（4）東法連提携ビジネス誌の割引購入制度の利用促進
（5）経営者大型保障制度を始めとする各種保険制度の利用促進
（6）厚生制度推進連絡協議会の開催
（7）葬祭、自販機、レンタカー、クレジットカード、電報等の各取扱い指定業者の割引紹介サービスの利用促進
（8）保養施設（ニューグリーンピア津南）の利用促進
（9）簡易保険団体保険料払込制度の促進

7．会員支援のための親睦・交流等福利厚生に関する事業　＜他１＞
（1）会員優待サービス事業の定着と拡大発展
（2）文化事業チケット購入補助制度の運営
（3）会員交流ボウリング大会の開催
（4）日帰りバス見学研修会の開催
（5）企業視察見学研修会の開催
（6）同好会活動の支援
（7）新年賀詞交歓会の開催
（8）新入会員歓迎会
（9）その他会員交流事業の開催（７０周年会員交流事業）
(10) 福利厚生制度の促進（「想いをつないで５０年『企業を守りたい』キャンペーン」）

８．その他本会の目的を達成するに必要な事業　＜法人会計＞

（１）会員増強運動による組織基盤の強化

・支部における会員増強運動の展開

・会員増強決起大会開催及び増強運動に対する表彰

・厚生制度受託各社との連携と協力体制の強化

・“顔の見える支部組織”の充実を図る（地区割りと地区役員体制の充実）

・同好会活動の拡充を通じた未加入法人の取込み

（２）総会・理事会等各会議体の適正運営

（３）全法連・東法連・三法連との連携協調

（４）税務行政関係諸団体との連携

（５）関係自治体、行政機関との連携（武蔵野市、三鷹市、小金井市、各市教育委員会・警察・消防）

（６）関係地域諸団体との連携（商工会議所、商工会、社会福祉協議会等）

以　上